

平成 21 年 12 月 9 日

中央社会保険医療協議会
会長 遠藤 久夫 殿

中央社会保険医療協議会委員

安達 秀樹
嘉山 孝正
鈴木 邦彦
西澤 寛俊
邊見 公雄
渡辺 三雄
三浦 洋嗣

「平成 22 年度診療報酬改定について（案）」に対する診療側意見

平成 21 年 12 月 4 日に提出された「平成 22 年度診療報酬改定について（案）」のうち、
4. の 3 つめの ○ を以下のように変更する。

- 本協議会としては、厚生労働省が平成 22 年度予算編成に当たって、平成 22 年度診療報酬改定に係る改定率の設定について、以下の点を踏まえて対応することを求めるものである。
 - (1) 平成 20 年度改定においても、地域の医療体制の確保の取り組みとして、主に病院に対する支援を行う観点からの対応が取られたが、社会保障費の伸びの削減政策の下で策定された診療報酬上の対応は充分ではなく、結果として、主に公私を問わず病院の経営状態の悪化はより深刻となっており、医療提供体制の破綻が危惧される。
 - (2) 現下の厳しい状況に対応するためには、「更なる取り組みが必要」という基本認識の一致に基づいて、薬価引き下げ分を含む診療報酬全体の引き上げが必要である。
 - (3) 診療報酬引き上げによる各保険者の財政悪化に対しては、政策的財政支援が必要である。
 - (4) 特定機能病院、自治体病院等の医療に要する費用については、医療費以外の公費で賄われている部分を明確化し、医療費で賄われるようにすべきである。